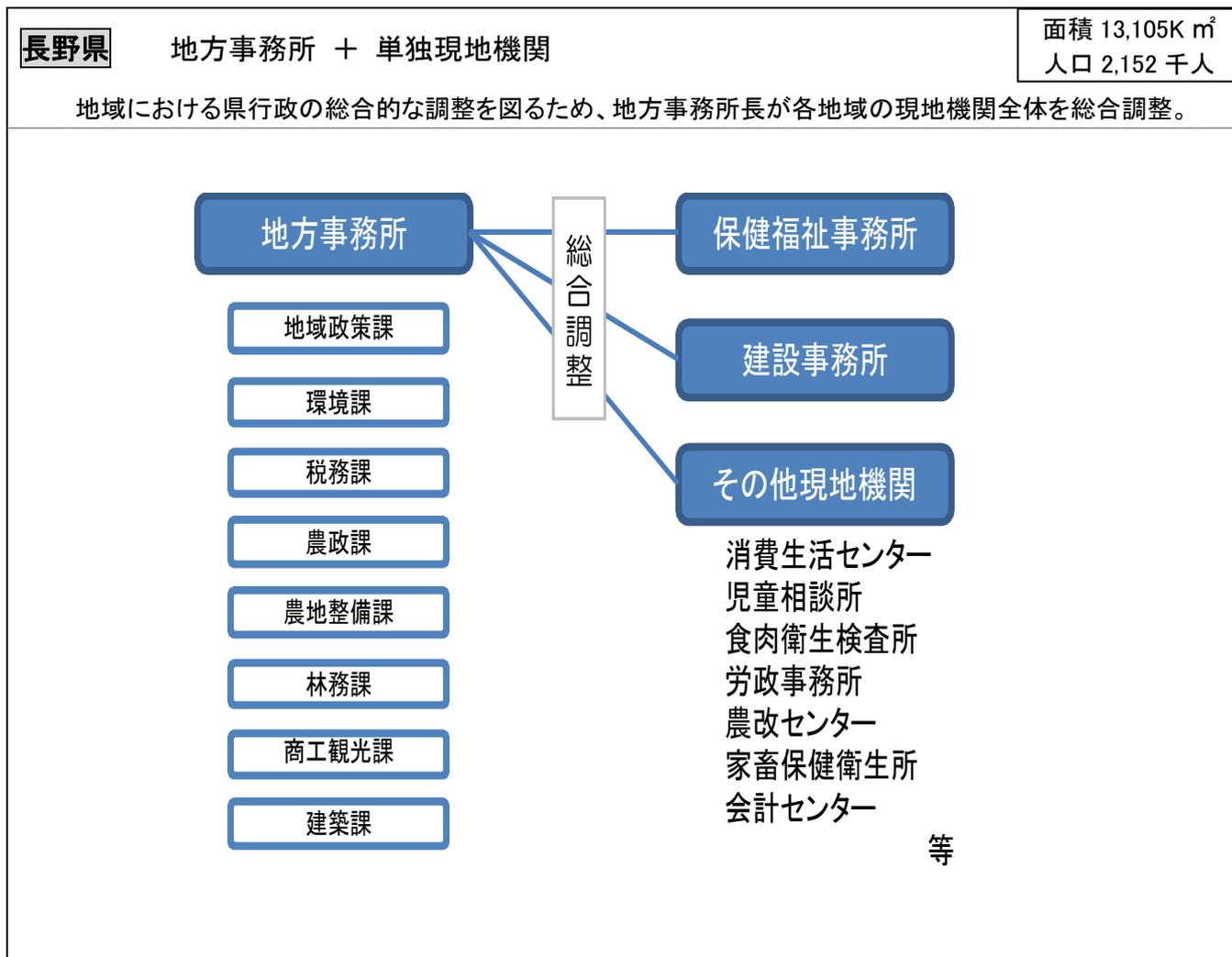


## 地域振興局に関する他県の事例について

行政改革課



## 広域振興局を基本とし、その下に現地性の高い部門ごとのセンターを置いている例

**岩手県**

広域振興局（保健福祉、建設含む）＋ 部門ごとのセンター

面積 15,279K m<sup>2</sup>  
人口 1,330 千人

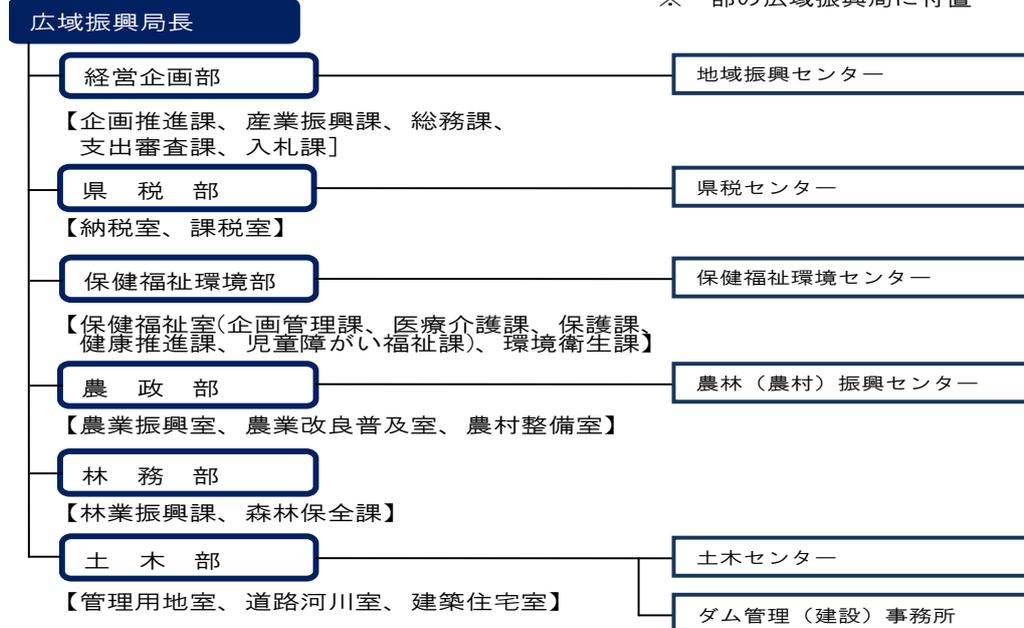
行財政資源を集約し、地域特性を生かした振興施策を広域的、専門的、効果的に展開できる体制を構築するため、従来の12地域振興局を4広域振興局に再編（H22.4～）。地域振興局がなくなる地域については、住民サービスの確保に配慮し、部門ごとのセンターを設置（広域振興局の内部組織）。

- 4広域振興局・・・広域の企画調整業務
- 部門ごとのセンター【土木(10)、農林振興(6)、保健福祉環境(5)、地域振興(3)など】・・・現地性の高い業務

### 【広域振興局】

### 【〇〇センター】

※一部の広域振興局に付置



### 広域振興局に集約化している事務（← 部門ごとのセンター）

#### ○経営企画部（← 地域振興センター）

- ①広域圏域の振興施策の企画・調整・推進、②所管区域内の出先機関の統括、③安全安心なまちづくりの推進、④交通安全対策、⑤男女共同参画の推進、⑥文化芸術振興、⑦国際交流・協力、⑧中小企業金融、貸金業、新産業創出、中小企業の経営支援、⑨労働組合、労働教育、⑩職業能力開発、職業訓練法人の指導監督、⑪農林水産物のマーケティングの企画、⑫農村漁村滞在型余暇活動の推進

#### ○保健福祉環境部（← 保健福祉環境センター）

- ①心身障害者扶養共済制度、②(特別)児童扶養手当、③採石業、砂利採取業、④食育の推進

#### ○農政部（← 農林振興センター）

- ①広域圏域の農業施策の企画・調整、②卸売市場、③家畜市場、家畜商、④農産物の流通の改善、価格安定対策、⑤農業振興地域の整備、⑥農地等の権利移動・転用の制限その他の調整、⑦農業委員会の指導監督、⑧遊休農地対策、⑨国有農地等の管理・処分、⑩肥料の取締、⑪市町村酪農・肉用牛生産近代化計画の認定等、⑫家畜・畜産物の流通の改善、価格安定対策

#### ○林務部（← 農林振興センター）

広域圏域の林業施策の企画・調整

#### ○土木部（← 土木センター）

- ①広域圏域の土木・住宅施策の企画・調整、②公有地の拡大の推進、③県営住宅の建設工事の設計・積算

### 広域振興局の特徴・充実強化した事項

#### ○局が立案する施策・事業の予算化の仕組み整備

- ・圏域に関する政策プロジェクトの提案
- ・圏域に関する施策や事業の企画、予算原案の作成（局から財政部門へ予算の直接要求権を付与 H26 予算 1.6 億円）

#### ○組織改編、人員配置を局長が柔軟に行う仕組み整備

- ・広域局が局内調整をした上で、決定に関与する取扱い
- ・局定数を 20 付与。

#### ○本庁と地域振興局との連携の仕組みの整備

- ・庁議、政策会議への局長の参加

## 各事務所の独立性が高い例

群馬県

振興局（保健福祉、農業改良普及、建設含む）

面積 6,362K m<sup>2</sup>  
人口 2,008 千人

一体として行政機能を発揮できるように、振興局はその所管区域について関係事務所等を統括。振興局内に各事務所を設置。

●7振興局

中核市(前橋市、高崎市)及び特例市(伊勢崎市、太田市)のある地域には、振興局は設置していない。当該地域においては、行政県税事務所が一体として行政機能が発揮できるように、関係事務所と連携。

振興局長

行政県税事務所（振興局長兼務）

保健福祉事務所

（環境）森林事務所

（農業事務所） ※農業改良普及は農業事務所が所管

土木事務所

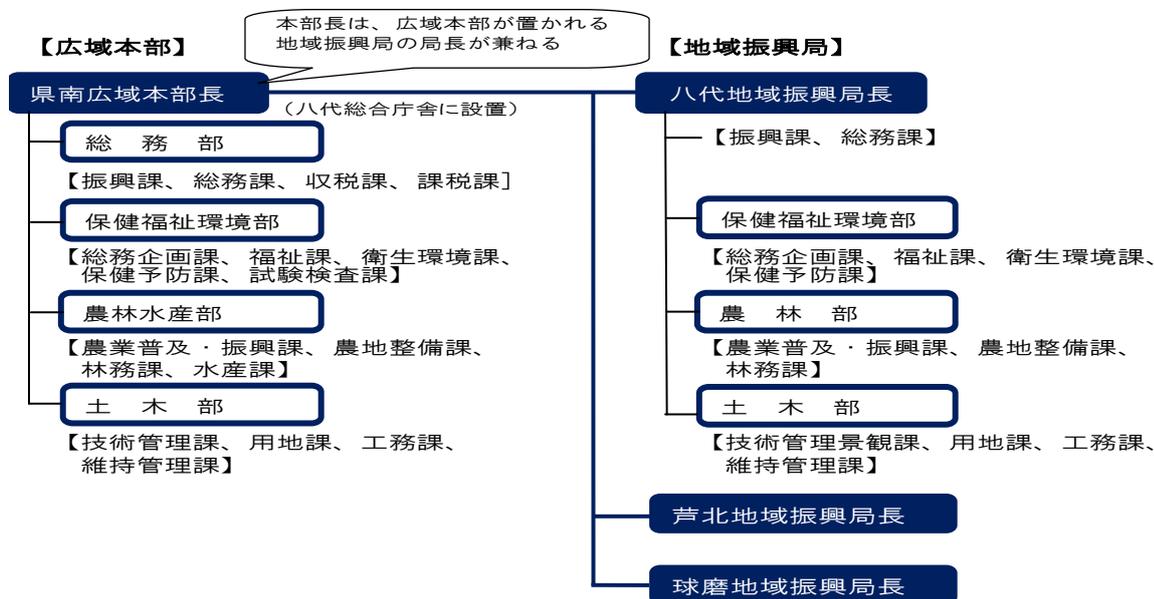
## 現地機関を2層性としている例

**熊本県** 広域本部＋地域振興局（保健福祉、農業改良普及、建設含む）

面積 7,268K m<sup>2</sup>、  
人口 1,817 千人

新たな課題や専門的・広域的課題へ対応するため、地域振興局の業務を広域本部に集約（H25.4～）。  
広域本部長は、地域振興局長を統括。

●4広域本部・・・広域事務 ●10 地域振興局・・・広域事務以外



### 集約化している事務

#### ＜本庁等へ一元化した事務＞

- 総務分野・・・市町村行財政関係業務、庶務関係業務(一部)
- 商工観光労働分野・・・商工会の監査、大店立地法の届出

#### ＜広域本部に集中化した事務＞ ※集約事務は、従来の地域振興局事務の約1割。

- 総務分野・・・広域的な地域振興、観光振興、収税・課税業務
- 保健福祉分野・・・やさしいまちづくり、社会福祉協議会、介護老人保健施設の指導監査、特別児童扶養手当など各種手当の認定
- 農林水産分野・・・農地転用、農振除外事務、用地・登記事務、換地・林地開発
- 土木分野・・・工事検査、市町村技術指導、工事現場点検指導

### 広域本部の特徴・充実強化した事項

#### 1 広域性

##### ＜地域振興分野＞

- 広域本部に「地域づくりチャレンジ推進事業」の交付決定権限を移譲し、市町村のニーズに迅速に対応できる体制を整備

##### 【地域振興を推進するための主な財源】

- ・広域本部活動推進費の創設(4広域本部×概ね5百万円を配分)
- ・地域づくりチャレンジ推進事業(H25 3事業総額 3億4千万円)

##### ＜防災分野＞

- これまで災害等の発生時に人員の動員等は本庁が各地域振興局間を調整していたが、広域本部が主導して管内地域振興局の人員調整を行うことにより、初動時に迅速に対応できる体制を整備

#### 2 専門性

- 専門的知識を必要とする業務の担当職員を10 地域振興局に分散配置していたが、集中配置することで、専門性が向上。処理件数が少ない業務を集約することで効率性も向上。